

## □■養成所ニュースプラス第7号 2025□■

6月27日、2013（平成25）～2015（平成27）年の「戦後最大の生活保護費引き下げ」を、最高裁は「違法」として国の減額決定を取り消しました。この減額決定があった当時の背景を報道等で押さえつつ、社会専門4の73～74ページ「基準及び程度の原則」、102～109ページ「最低生活保障基準と生活保護基準」も確認してください。生活保護の4つの原則、4つの原理、8つの扶助は、国家試験でも頻出項目です。

Plus Quizは「保健医療と福祉」から「労働者災害補償保険の適用」について事例問題を取りあげます。選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかも、あわせて考えてみましょう。

### ■Plus Quiz・・・・・・・・

【第37回問題104】事例を読んで、受診した病院のA医療ソーシャルワーカー（社会福祉士）による、この段階でのBさんへの説明として、適切なものを2つ選びなさい。

〔事例〕

Bさん（43歳、正社員）は、健康保険の被保険者であり、勤務する会社の倉庫での機械の入出庫や運搬に従事している。昨日、勤務中に会社の倉庫内でうっかり商品の機械を自分の足の上に落としてしまった。病院を受診した結果、左足の指2本を骨折と診断された。

1. 高額療養費制度の説明
2. 傷病手当金の説明
3. 療養補償給付の説明
4. 医療保険と労働者災害補償保険の違いの説明
5. 公費負担医療制度の説明

正答と解説は最後に記載してあります。

### ■Yoseijo Info・・・・・・・・

- ・(36-37期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ  
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。  
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。  
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。
- ・(第36-37期生) 今夏のスクーリングの日程及び会場のご案内です。  
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1540541&c=3246&d=99c7>

### ■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第38回国家試験は、令和8年2月1日（日）です。  
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1540542&c=3246&d=99c7>
- ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。  
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1540543&c=3246&d=99c7>
- ・本養成所では、受験対策講座の一環として「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」をwebにて公開しています。  
アクセスするためのURLやパスワード等のお知らせは、養成所ニュースプラス第6号配信時にPDFデータを添付しておりますので、確認のうえぜひ受講してください。

URLはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1540544&c=3246&d=99c7>

※2 本目以降の動画も順次公開してまいります。今しばらくお待ちください。

#### ■Plus Info . . . . .

その他の情報をお届けします

・ 日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1540545&c=3246&d=99c7>

#### ■Back Number . . . . .

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1540546&c=3246&d=99c7>

#### ■Plus Column . . . . .

##### 【受験対策ミニ講座第4回／過去問の勉強方法】

第37回国家試験後のSNSは、過去問が役に立たなかったという声であふれました。しかし、当養成所の国家試験アンケートには、過去問で基本的な問題を確実に理解したことで合格できたという声が多く寄せられました。出題基準は変わりましたが、多くの項目が従来の出題基準を引き継いでいます。頻出項目を確実に理解するために過去問は重要です。

過去問勉強法で、やってはいけないのは、初見の問題で正解したら次の問題に進むことと正解を暗記することです。繰り返しますが、正解の選択肢は2度と出題されません。そのかわり不正解の選択肢は、作り変えられて出題されることがあります。正解の選択肢を暗記しただけでは、効果的な対策にはなりません。

過去問の答え合わせをし、自信をもって正解できたら○、迷ったけれども正解だったら△、不正解だったら×を各々の問題に記しましょう。そして、必ず解説を読み不明点を受験参考書で確かめ、マーカーで印を付けておきましょう。このように学習することは、正しくない選択肢のどこを変えたら正解になるのかを考えることにも繋がります。

さらに、記憶の定着を図るためには、繰り返すことも大切です。例えば、過去問を解いた翌日に、もう一度同じ問題を解き、記号(○△×)を付けます。そして、週末にもう一度同じ問題を解き、理解しづらい内容は、もう一度受験参考書にあたり、YouTubeの無料動画等も活用して整理しておきましょう。合格した先輩も、すぐにアウトプットすることや繰り返し解くことを薦めています。

また、過去問を解くことで、解答の時間感覚が身に付きます。実際の試験で1問当たりにかかる時間(1分30秒程度)を意識して解いていくことが大事です。事例問題が大幅に増えた第37回を踏まえると、事例問題は2分間、それ以外の問題は1分20秒で解くことを意識することで、1問の時間感覚が身についてきます。

「何年分の過去問をやったらよいのでしょうか。」という質問も多くもらいます。よく言われるのは、3年分や5年分です。第35回国家試験辺りから「社会福祉士国家試験の在り方に関する検討会」の報告に沿って、基本的な知識を問う問題が適切に出題されるようになりました。もちろん、5年分、10年分をやった先輩もいます。その場合、制度改正の確認は必ず行ってください。

丁寧な解説がされている過去問題集のうち中央法規出版は過去の出題実績を示しています。メディアックメディアは独自の調査により「正答率」が各問題に示されています。頻出であったり、正答率の高い問題は「基本的な問題」なので、確実に解答できるようにしていきましょう。次号は、模擬試験を受ける意味についてお伝えします。

##### 【Plus Quiz . . . . . 正答と解説】

今回の問題は、複数の判断が必要かつ適切なものを2つ選ぶ問題です。

まずは問題文の「この段階での」説明とは、診断後のBさんへの保険適用についての情報提供と読めます。医療ソーシャルワーカーの業務指針には、「(4)受診・受領援助」で必要な情報提供が定められています。次に、事例を読みます。選択肢2と3で迷ったかもしれませんが、勤務中の受傷であることから、補償は労働者災害補償保険からで、医療保険は適用されないことがわかります。この判断を基にそれぞれの選択肢にあたります。

労働者災害補償保険は頻出で、第36回問題53、第35回問題53でも出題され、事例問題では第33回問題76があり

ます。この機会に解いてみましょう。

1. ×高額療養費制度は、1か月の医療費の自己負担上限額を超えた分を支給する医療保険の保険給付です。業務災害であるBさんは対象になりません。

2. ×傷病手当金は、業務外の事由により被保険者が療養で就労できない場合に支給される、健康保険法に基づく休業補償です。業務災害であるBさんは対象になりません。

3. ○業務災害の場合の医療費は、労働者災害補償保険の「療養補償給付」として補償されます。業務災害であるBさんにAさんが情報提供することは、医療ソーシャルワーカーの業務としても適当です。なお、労働災害には業務災害の他に通勤災害がありますが、通勤災害の場合の医療費は、「療養給付」という名称で補償されます。

4. ○業務災害の場合の医療費は事業主負担となり自己負担はない等、医療保険との違いについてAさんが情報提供することは、医療ソーシャルワーカーの業務としても適当です。

5. ×公費負担医療制度は社会保険には含まれません。公費負担医療制度には、公費優先と保険優先の仕組みがあり、保険優先の例には、「障害者総合支援法」の自立支援医療や「難病法」の特定医療費等があります。難病患者は「障害者総合支援法」の対象ですが、医療については自立支援医療ではなく、「難病法」の特定医療費が適用されます。

※社会専門5 p.114の表4-8、p.116の表4-9は、一度確かめておきましょう。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus